

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県児童相談所規則の一部を改正する規則	2
◎高知県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	2
◎高知県重度心身障害児療育手当支給規程の一部改正 (障害保健福祉課)	3
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	3
○第12次高知県鳥獣保護管理事業計画の定め (鳥獣対策課)	4
○高知県第二種特定鳥獣 (イノシシ) 管理計画の定め (")	4
○高知県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画の定め (")	4
○第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長 (")	4
○第二種特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除 (")	4
○第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止猟法の一部解除 (")	4
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (5件) (治山林道課)	5
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	5
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (2件) (")	6
◎高知港係留施設等の指定管理者の指定 (港湾・海岸課)	6
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	6

- 土地改良区の解散の認可 (2件) (") 6
- 土地改良区の清算人の就職 (") 6
- 高知県教育委員会訓令
- ◎県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 7

規 則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。
第5条第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年3月28日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第18号**  
**高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

**附 則**  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。
別表第1の表中

対象収入等による階層区分	障害児入所施設及び法第27条第2項に規定する措置に係る指定医療機関
--------------	-----------------------------------

を「

対象収入等による階層区分	障害児入所施設及び法第27条第2項に規定する措置に係る指定発達支援医療機関
--------------	---------------------------------------

」に改め、同表備考4中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

別表第2備考3中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同表備考4中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高知県児童相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号

高知県児童相談所規則の一部を改正する規則

高知県児童相談所規則（昭和27年高知県規則第13号）の一部を次のように改正する。
別記様式裏面中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設」を「障害児入所施設、児童心理治療施設」に、

「（2）保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2～6 略」

を
「（2）保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2～5 略」

に改める。
附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高知県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

高知県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年高知県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「ぶり、うなぎ、たい、いしだい、あじ、さけ、こい、セラピア、ふぐ、ひらめ、すずき、かさご、めばる、にべ、はた、とうごろいわし、どじょう、さば、すぎ、くるまえび、いわがに、真珠、真珠貝、かき、ほたてがい、ひおうぎがい、あわび、あかがい、あさり、すっぽん、ほや、うに及びこんぶ」を「あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、セラピア、とうごろいわし、どじょう、にべ、はた、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや又はめばる」に改め、同号イ中「たい、ひらめ、わたりがに、くるまえび、いわがに、ほたてがい、あわび、とこぶし、あかがい、あさり、はまぐり及びうに」を「あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがに」に改め、同項第7号中「漁村センター」を「漁村多目的施設」に改め、同項第8号中「水産物の処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設」を「水産物公害防止施設」に改め、「特定の」及び「、漁業協同組合の経済事情及び信用事業の強化に必要な機器の購入若しくは設置に必要な資金」を削る。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第267号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いの町立国民健康保険仁淀病院	吾川郡いの町1369番地	平29・4・1	平32・3・31

高知県告示第268号

高知県重度心身障害児療育手当支給規程（昭和48年5月高知県告示第254号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

第2条第1項第3号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

高知県告示第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 足田 直太郎

(2) 届出者の住所
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナンホームストック須崎店
須崎市桐間西26番地ほか

(4) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,260平方メートル
(変更後) 3,187平方メートル

イ 駐車場の収容台数
(変更前)

駐車場 1	91台
駐車場 2	4台
合計	95台

(変更後)

駐車場 1	28台
-------	-----

駐車場 2	4台
駐車場 3	54台
合計	86台

ウ 駐輪場の収容台数
(変更前) 24台
(変更後) 10台

エ 荷さばき施設の面積
(変更前)

荷さばき施設 1	29平方メートル
荷さばき施設 2	29平方メートル
合計	58平方メートル

(変更後)

荷さばき施設 1	29平方メートル
荷さばき施設 2	29平方メートル
荷さばき施設 3	29平方メートル
合計	87平方メートル

オ 廃棄物等の保管施設の容量
(変更前)

廃棄物保管施設	15.75立方メートル
---------	-------------

(変更後)

廃棄物保管施設 1	15.75立方メートル
廃棄物保管施設 2	3.6立方メートル
合計	19.35立方メートル

カ 駐車場の自動車の出入口の数
(変更前)

--	--

駐車場 1	2箇所
駐車場 2	1箇所
合計	3箇所

(変更後)

駐車場 1	2箇所
駐車場 2	1箇所
駐車場 3	1箇所
合計	4箇所

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

区分	時間帯
荷さばき施設 1	24時間
荷さばき施設 2	

(変更後)

区分	時間帯
荷さばき施設 1	24時間
荷さばき施設 2	
荷さばき施設 3	午前6時から午後10時まで

(4) 変更年月日

(3)イ、ウ及びカに掲げる事項に係る変更については平成29年11月4日、(3)ア、エ、オ及びギに掲げる事項に係る変更については平成30年2月4日

(5) 変更理由

顧客の利便性向上等のため

2 届出年月日

平成29年3月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第270号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間における第12次高知県鳥獣保護管理事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県産業振興推進部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第271号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を次のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県産業振興推進部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第272号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を次のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県産業振興推進部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第273号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟期間を延長する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直

第二種特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
------------	-------------	-------------

イノシシ及びニホンジカ	高知県全域	高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画及び高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の期間（平成29年4月1日から平成34年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで
-------------	-------	---

高知県告示第274号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、第二種特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第2号の規定による捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直

第二種特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除後の数の制限の内容
ニホンジカ	高知県全域	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	1人1日当たりの捕獲数の制限を解除する。

高知県告示第275号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、第二種特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直

第二種特		一部解除	一部解除
------	--	------	------

定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	を行う期間	を行う禁止猟法の内容
イノシシ及びニホンジカ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班の林班界と徳島県と高知県との境界との接点（国有林標柱1号）を起点とし、同所から同境界を南進し国有林65林班の林班界との接点（国有林標柱105号）に至り、同所から同林班界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接する高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所を見通す線を北進し同雨量観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号を見通す線を北進し同標柱に至り、同所から同林班の林班界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

高知県告示第276号
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月28日
高知県知事 尾崎 正直

患畜

--	--	--	--

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
4頭	高知市	平成29年3月9日	殺処分

高知県告示第277号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年7月農林省告示第992号（二に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第278号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月農林水産省告示第818号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第279号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第

249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月農林水産省告示第822号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第280号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月農林水産省告示第823号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第281号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1447号（二に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第282号

国土交通省国土地理院長から平成28年7月高知県告示第376号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成29年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路 線 名 194号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大森字 中山175番3から 吾川郡いの町大森字 中山174番まで	前	7.7 }	84
	後	7.7 }	84
		12.6	

高知県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町出井字 トヲキアン151番4 から 宿毛市橋上町出井字 トヲキアン115番ま で	前	8.6 } 13.9	198
	後	8.6 } 13.5	198

高知県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市神田字シルタ ニ2414番18から 高知市神田字花ノ水 2398番7まで	前	12.1 } 28.7	207
	後	12.1 } 28.7	207

高知県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町出井字トヲキアン151番4から宿毛市橋上町出井字トヲキアン115番まで	198	平成29年3月28日

高知県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市神田字シルタニ2418番4から高知市神田字花ノ水2398番8まで	75	平成29年3月28日

高知県告示第288号

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第21条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知港係留施設等
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田字新港4700番地
高知ファズ株式会社
- 3 指定期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町鏡野川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	尾崎 正直
理事	高芝 利清	香美市土佐山田町植	121番地
〃	小野寺 彌	〃 〃	722番地4
〃	小松 元邦	〃 土佐山田町秦山町二丁目3番24号	
〃	中澤 愛水	〃 土佐山田町植	751番地
〃	田中 勲	〃 土佐山田町	167番地
〃	幾井 浩深	〃 土佐山田町大法寺	421番地3
〃	明石 宏昭	〃 土佐山田町植	1116番地
〃	高芝 利純	〃 〃	120番地
〃	本井 孝明	〃 〃	245番地
〃	高芝 利衛	〃 〃	1023番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、土佐山田町鏡野川土地改良区の解散を平成29年3月13日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、大方町中央地区土地改良区の解散を平成29年3月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町鏡野川土地改

良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所	
高芝 利清	香美市土佐山田町植	121番地
小野寺 彌	〃 〃	722番地4
小松 元邦	〃 土佐山田町秦山町二丁目	3番24号
中澤 愛水	〃 土佐山田町植	751番地
田中 勲	〃 土佐山田町	167番地
幾井 浩深	〃 土佐山田町大法寺	421番地3
明石 宏昭	〃 土佐山田町植	1116番地
高芝 利純	〃 〃	120番地
本井 孝明	〃 〃	245番地
高芝 利衛	〃 〃	1023番地

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局
県立学校

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

高知県教育長 田村 壯児

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「又は条例」を「、条例」に、「介護休暇」を「介護休暇又は条例第16条の2第1項に規定する介護時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。